



タイトル Title	大学登録金の負担緩和のための韓国政府の政策的努力及び関連法律の変化(Changes in Korean Government's Policy Efforts and Related Laws to Mitigate the Burden of University Tuition)
著者 Author(s)	キム, フンホ/ヤン, スギョン(翻訳)
掲載誌・巻号・ページ Citation	高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究.:
刊行日 Issue date	
資源タイプ Resource Type	Research Paper / 研究報告書
版区分 Resource Version	author
権利 Rights	
DOI	
JaLDOI	
URL	<a href="http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81012469">http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81012469</a>

**大学登録金の負担緩和のための  
韓国政府の政策的努力及び関連法律の変化  
(Changes in Korean Government's Policy Efforts and  
Related Laws to Mitigate the Burden of University Tuition)**

キム・フンホ（公州大学教育学科教授）<sup>1</sup>

## 1. 序論

文在寅(ムン・ジェイン)政府の100大政課題の6つの国政課題（教育の公共性強化、教室革命を通じた公教育の革新、教育の希望はしご復元、高等教育の質の向上及び生涯職業教育の革新、将来の教育環境づくり及び安全な学校の具現、教育民主主義の回復及び教育自治の強化）が教育分野の国政課題と言え、詳細実践課題として31個の課題が提示された(大韓民国政府、2017. 08.)。これらの課題には、幼・小・中等教育から高等教育の分野に至るまで、教育の公共性を強化するための様々な実践課題が含まれている。

政府は満3~5歳児に対するヌリ課程の予算の全額を国庫から支援し、高等学校教育を無償化することで、出生後から高校3年生までのすべての教育課程を無償で提供しようとした。また、大学生に対する国家奨学金を大幅に拡大し、大学新入生に課されていた入学金の廃止や大学寮の施設を拡充することにより、大学生の住居費の負担を軽減するための政策を持続的に推進している。そして、大学に対する政府の財

---

<sup>1</sup> キム・フンホ、金訓鎬、Hoonho Kim/教育行政と高等教育 / 公州大学校教授/Internationalizing Higher Education in Korea: Challenges and Opportunities in Comparative(2016), 고등교육 질 제고를 위한 재정투자 방안(2018) 高等教育の質を向上させるための財政投資方策(2018)、OECD 고등교육 재정 분석 연구(2019) OECD高等教育の財政分析研究(2019)、대학혁신지원사업 연차평가 설계 연구(2019) 大学革新支援事業の年次評価設計研究(2019)、LINC+ 육성사업 예산 활용 및 효과성 분석(2020) LINC+育成事業の予算活用及び効果性の分析(2020)等

政支援事業を全面的に再構造化することで、盧武鉉(ノ・ムヒョン)政府(2004年)以来から持続してきた「評価結果に基づいた選別的財政支援」を中心する政府の財政支援方式が、2019年からは一定の資格を備えた大学に学生数の比例で財政を配分する「一般財政支援」方式に転換された(教育部、2018.03.21.)<sup>2</sup>。

最近では、高等学校の無償教育に続き、高等教育まで無償化すべきだという主張が提起されている。ただし、全体の高等教育機関のうち、私立が86.5%を占めている<sup>3</sup>だけでなく、経営難の私立大学が依然として大きな割合を占めている状況で、高等教育機関のすべての在学学生を対象に無償教育を推進するのは現実的に難しい状況であるため、国家均衡発展と地方人材育成の次元から「地方国・公立大学の無償教育」に対する要求が力を得ている。また、安定的な高等教育予算の確保を求め、第18代国会(2008年)において初めて発議された「高等教育財政交付金法」の制定もまた注目を集めている状況である。

これを受け、本研究では幼・小・中等教育分野で注目を集めている幼児教育及び高等学校の無償教育における 이슈と高等教育の公共性強化のための主要政策及び高等教育無償化関連 이슈を簡単に把握することができる。

## 2. 高校まで無償教育拡大

1948年に制定された大韓民国の「憲法」第16条は「すべての国民は均等に教育を受ける権利がある。少なくとも初等教育は義務的かつ無償とする。」と規定している。1972年に「憲法」が全部改正され、その位置が第27条に移り、義務教育に関する条文も「②すべての国民は初等教育と法律が定める教育を受けさせる義務を負う」と「③義務教育は無償とする」に変更されたが、関連「教育法」<sup>4</sup>がそのまま維

---

<sup>2</sup> 政府は大学財政を拡充することで各大学が基本的な教育エンパワーメントを高め、独自の中長期発展計画によって強みを持つ分野を育成・特性化していくことができるようにし、このため産学協力(LINC+)と研究支援(BK21+)のための特殊目的支援事業と国立大学育成事業を除くすべての政府財政支援事業を「大学革新支援事業」という一般財政支援事業に一元化した(教育部、2018.03.21.)。

<sup>3</sup> 韓国教育開発院の教育統計年報(2019)によると、全体の高等教育機関(430個)のうち、私立は86.5%(372個)を占めており、これらの私立機関に在学している学生の割合は全体の77.3%となっている。4年制大学に範囲を狭めても私立大学は全体の81.7%を占めており、全体学生の76.9%がこれらの機関に在学していることが示される。

<sup>4</sup> 当時「教育法」第8条第1項は、「すべての国民は6年の初等教育を受ける権利がある」と規定した。

持され、義務教育は依然として初等教育（6年）までに制限された。しかし、1984年に国民の教育機会の拡大及び基礎教育の水準を向上するため「教育法」が改正され、1985年から義務教育の期間が6年から9年に延長された<sup>5</sup>。ただし、政府の財政的与件を考慮し、同法第8条の2で「3年の中等教育に対する義務教育は大統領令の定めるところにより順次実施」できるように規定し、1985年に制定された「中学校義務教育の実施に関する規定（大統領令第11626号、1985. 2. 21. 制定）」により、中学校の無償義務教育は島しょ・へき地地域から始まり、1992~94年に邑・面地域へ、2002年から都市地域へと次第に拡大（2002年度1年生、2003年度2年生、2004年度3年生）された<sup>6</sup>。要するに、中学3年までの9年間の無償義務教育は、2004年になってようやく完成された。

そのため、以下では最近の無償教育の対象に含まれ始めた満5歳未満の幼児教育と高等学校教育を中心に変化動向を簡単に調べたい。

## ア. 5歳未満の児童に対する無償教育

政府の保育費支援は二つの形態に分けられる。保育園に子どもを預ける場合には、政府が保育園に保育料を代わりに支払い、家庭で子どもを直接世話する場合には毎月一定額の家庭養育手当を支給する。乳幼児に対する保育料の支援政策が本格的に始まったのは1999年で、2003年まで最低生計費未満の低所得層世帯のみを対象に保育料が支援された（イ・ヘウォン、2013）。

その後、政府の保育料予算の拡大に伴い支援対象が次第に拡大され、2004年からは家計所得に応じて保育料が差等支援され始めた。2009年からは所得下位50%世帯の

---

<sup>5</sup> 改正された「教育法（法律第3739号、1984. 8. 2、一部改正）」第8条第1項では、「すべての国民は6年の初等教育と3年の中等教育を受ける権利がある」と規定している。

<sup>6</sup> 「教育法」は、1997年に「教育基本法」、「小中等教育法」、「高等教育法」に分離され、義務教育に関する事項は「教育基本法」第8条に規定された（「①義務教育は、6年の初等教育及び3年の中等教育とする。ただし、3年の中等教育に対する義務教育は国家の財政条件を考慮して大統領令が定めるところにより順次実施する」）。2004年に都市部の中学校3年生まで無償義務教育が拡大されるようになり、2005年3月に「教育基本法」が改正され、第8条第1項の但書条文（「ただし、3年の中等教育に対する義務教育は国家の財政条件を考慮して大統領令が定めるところにより順次実施する」）が削除された。

4歳以下の乳幼児は保育料全額支援を受け始め、満5歳は所得下位70%まで支援を受けることになった。2011年からは、5歳以下の乳幼児がいる所得下位70%世帯の全体が政府から保育費の全額支援を受けるようになり、2012年には0~2歳と5歳の保育料を全階層に支援し、2013年からはこれを3~4歳の全階層に拡大適用することで、いわゆる5歳以下の乳幼児保育の無償化時代が到来した<sup>7</sup>。

2020年現在、親の就労有無と子供の年齢によって最大支援可能な保育料<sup>8</sup>に差があるが、0歳は月最大47万ウォン、1歳は月41.4万ウォン、2歳は月34.3万ウォン、そして3~5歳は月24万ウォンの支援を受ける<sup>9</sup>。しかし、当該金額以上の保育園に通わせる場合、超過金額は親が負担しなければならない。もし、保育園に子どもを預けず、家庭で乳幼児の世話をする場合は、保育料の代わりに家庭養育手当が支給されるが、0歳(12ヶ月未満)は月最大20万ウォン、1歳(24ヶ月未満)は月15万ウォン、2~7歳(86ヶ月未満:小学校就学度2月まで)は月10万ウォンが支給される。

実際、3~5歳児に対する保育費の支援は「ヌリ過程」という、より大きな国家政策に含まれて推進されている。政府は保育園や幼稚園に通う3~5歳の乳幼児の公平な教育及び保育機会を保障し、保護者の教育費及び保育費の負担を軽減させ、少子化問題を一緒に解決するため、2012年から国家が「標準教育課程」を設けて提供するが、親の所得水準に関係なく、すべての階層の幼児に学費と保育料を支援している<sup>10</sup>。

---

<sup>7</sup> 2013年1月に「乳幼児保育法(法律第11627号、2013.1.23、一部改正)」が改正され、第34条に無償保育条項が明示された。第34条(無償保育)①国と地方自治体は、乳幼児(6歳未満の就学前子ども)に対する保育を無償とするが、その内容及び範囲は、大統領令で定める。③第1項による無償保育の実施にかかる費用は、大統領令で定めるところにより、国や地方自治体が負担し、又は補助しなければならない。

<sup>8</sup> 3~5歳の幼児は、保育園(保健福祉部管轄)と幼稚園(教育部管轄)のうち、どちらかに選択できるが、保育園の教育費は「保育費」、幼稚園の教育費は「幼児学費」に区分されている。

<sup>9</sup> 保健福祉部の福祉路ウェブサイト(<http://www.bokjiro.go.kr/>, アクセス日: 2020.08.13.)

<sup>10</sup> 2012年に改正された幼児教育法(法律第11382号、2012.3.21、一部改正)第24条(無償教育)では、次のように無償教育を規定している。

第24条(無償教育)①小学校就学直前3年の幼児教育は無償で実施するが、無償の内容及び範囲は大統領令で定める。②第1項により無償で実施する幼児教育にかかる費用は国及び地方自治体が負担するが、幼児の保護者に支援することを原則とする。

特に、生涯における発達段階別に投資費用を同一に算定する場合、乳幼児期の人的資源投資に対する回収比率が最も高いという最近の研究結果も考慮された。そのため、政府は2012年3月から5歳児を対象に「ヌリ過程」を導入・推進し、2013年にはその対象が3~4歳に拡大された。その結果、幼稚園に在学している3~5歳の幼児の場合、保育園に通っている幼児と同様、毎月最大24万ウォン<sup>11</sup>（国・公立幼稚園は6万ウォン）の「教育課程支援金」が幼稚園に支給され、放課後教育プログラム参加のためには最大7万ウォン（国・公立幼稚園は5万ウォン）の「放課後課程支援金」が追加で支給される<sup>12</sup>。

## エ. 高等学校の無償教育

韓国は、高等学校進学率が99.7%に達するほど高等学校教育が普遍化しているにもかかわらず、OECD加盟36カ国の中で唯一高等学校無償教育を実施していない国であった。（企画財政部、2019.04.09.）これに文在寅（ムン・ジェイン）政府と与党の共に民主党は、2019年4月に党・政・青<sup>13</sup>協議会を開催して、2021年から高等学校の無償教育を全面的に導入することを骨子とする「高等学校無償教育の実現策」を発表した。当初、文在寅（ムン・ジェイン）政府は国政課題として高等学校の無償教育を2022年からは全面的に実施することを計画していたが、教育機会の拡大及び保護者らの教育費負担の緩和のため、導入時期を1年繰り上げることにした。

このため、2019年の2学期から高校3年生を対象に無償教育を開始するが、2020年には2年生まで対象を拡大し、2021年からは1年生まで全面的に施行する段階的導入方式を選択した。無償教育が実施されれば、これまで学生たちが負担してきた入学金と授業料、学校運営支援費、教科書購入費などの支援を受けることになり、学生1人当たり年平均約158.2万ウォンの支援を受けると見込んだ。これを基に政府が算出した年度別所要予算は以下の通りである。

---

<sup>11</sup> 私立幼稚園に通う法定低所得層（基礎生活受給者、次上位階層、ひとり親家庭）の幼児には10万ウォンの「低所得層の幼児学費支援金」が追加で支援される。

<sup>12</sup> 教育部の幼児学費支援システム (<https://www.childschool.go.kr> アクセス日:2020年08月17日)

<sup>13</sup> 共に民主党、政府、青瓦臺（大統領府）協議会を意味する

<表1> 高等学校無償教育の年度別所要額推計

時期	対象学年	人数	総所要額
' 19年 2学期	3学年	49万名	3,856億ウォン
' 20年	2・3学年	88万名	13,882億ウォン
' 21年	全学年	126万名	19,95億ウォン

\* 出典：企画財政部（2019.04.09.：3）

高等学校の無償教育が成功的に推進されるためには、安定的な財源確保案が何よりも重要であり、政府は2019年2学期から施行される高校3年生対象の予算は、まず市・道教育庁の独自の予算で編成・推進するが、2020年から2024年までの5年間は国が47.5%、教育庁が47.5%、地方自治体が5.0%の責任を負うことにした。

<表2> 高等学校無償教育の財源分担（案）

年度	総額	国家	自治体	教育庁
' 21年 完成年度	19,951	9,466	1,019	9,466
	100%	47.5%	5.0%	47.5%

\* 出典：企画財政部（2019.04.09.：4）

政府や与党は、2019年10月に「小・中等教育法」を改正することにより、高等学校の無償教育制度が安定的に施行されるよう法的根拠を設け、必要な財源を安定的に確保するため、「地方教育財政交付金法」を併せて改正した。改正された「地方教育財政交付金法」により、政府は、高等学校の無償教育に要する実所要額を算定後、その額分を既存交付金<sup>14</sup>に増額して交付しなければならない。

<sup>14</sup> 「地方教育財政交付金法」第3条第2項第1号（当該年度の内国税総額の1万分の2,079）及び第2号（当該年度の「教育税法」による教育税の歳入額のうち「幼児教育支援特別会計法」第5条第1項に定める額を除く額）により交付される交付金を意味し、2019年には総額55.2兆ウォンであり、2020年には53.5兆ウォン程度の規模である。

<表3> 高等学校無償教育の実施のため改正された法律内容

法律	新設された内容
小・中等教育法 [法律第16672号、 2019. 12. 3、 一部改正]	<b>第10条の2（高等学校等の無償教育）</b> ①第2条第3号の規定による高等学校・高等技術学校及びこれに準ずる各種学校の教育に必要な次の各号の費用は、無償とする。 1. 入学金 2. 授業料 3. 学校運営支援費 4. 教科用図書購入費 ②第1項各号の費用は、国及び地方自治体が負担し、学校の設立者・経営者は、学生または保護者からこれを受けることができない。 ③第1項及び第2項の規定にかかわらず、大統領令で定める私立学校の設立者・経営者は、学生または保護者から第1項各号の費用を受けることができる。
地方教育財政交付金法 [法律第16673号、 2019. 12. 3.、 一部改正]	<b>第3条（交付金の種類や財源）</b> ①～③（現行と同じ） ④国は、地方教育の財政上、やむを得ない必要がある場合には、国の予算で定めるところにより、第1項及び第2項の規定による交付金のほか、別に増額交付することができる。 <b>第14条（高等学校等の無償教育経費の負担に関する特例）</b> ①国は、「小・中等教育法」第10条の2による高等学校等の無償教育に要する費用のうち1,000分の475に相当する金額を第3条第4項の規定により別に増額交付しなければならない。 ②市・道及び市・郡・区は、「小・中等教育法」第10条の2に基づく高等学校等の無償教育に必要な費用のうち1,000分の50に相当する金額を大統領令で定めるところにより、教育費特別会計に転出しなければならない。

\* 出典: 国家法令情報センター (<http://law.go.kr/>, アクセス日: 2020. 08. 01.)

### 3. 高等教育の公共性の強化に向けた努力

高等教育分野では2008年以降、大学の登録金の引き上げが抑えられ、2012年に国家奨学金が導入されてから毎年大幅に規模が拡大され、大学生の登録金負担が大きく減少した。さらに2018年には国・公立大学の新生対象の入学金が廃止され、2022年までに私立大学の入学金も段階的に廃止される予定であるため、学生の登録金負担は一層減少するものと予想される。大学生の登録金負担の緩和を中心とした高等教育分野の公共性強化のための努力を簡単に調べる。

#### ア. 政府の登録金引き上げの抑制



1988年までは、私立大学は「学校の登録金及び入学金に関する規則」により教育  
 部長官が定めた上限線の範囲内で授業料を策定することになっていたが、1989年の  
 当該規則の改正により、私立大学に対する「授業料上限制」が廃止された。2002年  
 には国立大学の登録金及び入学金も大学の長が決められるよう規則が改正され、国  
 立大学の登録金も物価上昇率の2~3倍を上回る水準に急速に引き上げられ始めた。  
 結局、2007年12月に行われた大統領選挙で、大学登録金の引き下げと登録金半額の  
 推進が大きく注目され、2008年の世界的な金融危機の影響で、ほとんどの大学が200  
 9年度の登録金をほぼ凍結することになった。ところが2010年6月に行われた同時地  
 方選挙の過程で李明博(イ・ミョンバク)政府の半額登録金公約の未履行が再び注目  
 を受け始め、登録金問題に対する批判は政治界を越えて、次第に社会問題化され始  
 めた。

その結果、2010年12月に「学校授業料及び入学金に関する規則」を「大学登録金  
 に関する規則（教育科学技術部令第83号、2010.12.2.、一部改正）」に改正し、大  
 学の過度な登録金引き上げを抑制するため、大学別に登録金審議委員会を設置・運営  
 するよう法が改正された。

<表4> 大学授業料に関する規則（教育科学技術部令第83号、2010.12.2.、一部改正）

### 主要改訂内容

- 第2条（登録金審議委員会）①「高等教育法」（以下「法」という）第2条各号に該当する学校の長は、授業料とその他  
 の納付金（以下「登録金」という）を定めるときは、法第11条第2項による登録金審議委員会の審議を経なければなら  
 ない。
- ②委員会は、7人以上の委員で構成する。
- ③委員会は、教職員（私立学校の場合は学校法人が推薦する財団の人物を含む）、学生、関連専門家（当該学校と直  
 接的な利害関係のある者は除く）の中から、それぞれの構成単位を代表することができる者で構成するが、父兄又は  
 同門を含むことができる。
- ④第3項の規定によりいずれかの構成単位に属する委員の数は、全体委員の定数の2分の1を超えてはならず、父兄及  
 び同門の委員の総数は、全体委員の定数の7分の1を超えてはならない。
- ⑤委員会は、登録金算定に必要な資料を学校の長に要請ことができ、学校の長は、誠実に協力しなければならな  
 い。
- ⑥委員会は、会議の日時、場所、発言の要旨、決定事項等が記録された議事録を作成し、保存しなければならない。
- ⑦第2項から第6項までに規定するもののほか、委員会の構成と運営に必要な事項は学則で定める。

---

第2条の2（登録金引き上げ率の算定方法）①法第11条第4項の規定による登録金の引き上げ率は、年間の学校の平均登録金に基づいて計算するが、学部と大学院は区分して計算する。

②第1項のほか、登録金引き上げ率算定方法に関して必要な事項は教育科学技術部長官が定め公告する。

---

第3条（授業料の免除・減額）①同一

②学校は、当該の学年度に全学生が納付すべき登録金総額の10%以上に当たる登録金を学生に免除し、又は減額しなければならない。この場合、経済的事情が困難な学生に減免する額が総減免額の30%以上となるようにしなければならない。

---

\* 出典:国家法令情報センター(<http://law.go.kr>) アクセス日:2020.08.01.)

これを受け、各大学は教職員、学生、専門家、父兄および同門などで構成された登録金審議委員会を構成し、登録金を決定しなければならず<sup>15</sup>、登録金の引き上げ率は「高等教育法」の第11条（登録金および登録金審議委員会）第4項<sup>16</sup>に基づき、「直前3カ年度の平均消費者物価上昇率の1.5倍」を超過できないようにした<sup>17</sup>。また、大学が提供する奨学金(学費減免)の規模を全体登録金総額の10%以上に策定するよう規定し、経済的に困難な学生に対する奨学金規模が奨学金総額の30%以上を占めるようにすることで、社会的弱者層の学生に対する高等教育の機会を拡大しようとした。

事実、大学は「高等教育法」第11条の規定により、「過去3カ年間の平均消費者物価上昇率の1.5倍」以内で授業料を引き上げることができるが、実際にはほとんどの大学が2008年以降登録金を凍結、または引き下げし、現在もこれを維持している状況である。最も大きな理由は、2010年から政府財政支援事業の選定評価に大学の「登録金の引き上げ水準」が評価指標として含まれ始め<sup>18</sup>、2012年に導入された国

---

<sup>15</sup> 「大学授業料に関する規則」は2011年12月に再び改正されるが、これにより規則第2条第4項に「学生委員の数は全体委員の定数の10分の3以上になるようにしなければならない」という内容が追加された。

<sup>16</sup> 現在は「高等教育法」第11条第8項に明示されている。

<sup>17</sup> 例えば、2017年の消費者物価上昇率は1.9%、2018年は1.5%、2019年は0.4%であり、これにより2020年の学費引き上げ率は1.95%以下に制限された。

<sup>18</sup> 2010年当時、2,900億ウォン規模の「大学教育エンパワーメント育成事業」が推進されたが、支援対象大学選定指標のうち教育条件指標として「授業料引き上げ水準」が追加された（教育科学技術部、2010）。2010年に始まった教育部の「2011学年度1学期新生対象の学資ローン限度制限大学」選定においても大学の登録金引き上げ水準が反映され（教育科学技術部、2010.9.7.）、2011年評価からは評価結果の活用範囲を「新生に対する学資ローン制限」から大学に対するすべての

家奨学金のうち第Ⅱ型（大学の自助努力連携支援、2012年度予算7,500億ウォン）の支援対象である大学の選定指標にも「登録金の引き下げ規模」が含まれ、大学が登録金を引き上げる場合、政府からの財政支援を受けられないようになっているためである。2019年に政府の財政支援事業が改編されてから、登録金の引き上げ水準が評価指標として活用されてはいないが、国家奨学金Ⅱ型の支援対象である大学の選定基準には依然として大学の登録金の引き上げ水準が反映されており、登録金の引き上げに対する学生及び父兄の反発が強い上、コロナ19によって大学の授業に支障が生じ、大学登録金を引き上げる大学はほとんどない状況である<sup>19</sup>。

## エ. 学資ローン及び国家奨学金の導入と拡大

1949年12月に「教育法」が制定され、第9条第2項に国家や地方自治体が才能の優れた低所得層の学生を対象に奨学金や学費補助を行う法的根拠が設けられた。そして、国と地方自治体の奨学金の支給方法及び支援対象者の資格や義務を規定するために、1957年に「奨学金規定（大統領令第1258号、1957.2.28.、制定）」が制定され、1961年には「貸与奨学金法（法律第603号、1961.4.17.、制定）」を制定したことで、大学生向けの学資ローン支援のための法的土台が設けられた<sup>20</sup>。

その後、学資金支援事業のための専門組織として1989年に韓国奨学会が設置され、1999年に韓国学術振興財団に業務が統合されたが、2009年に韓国奨学財団が設立されることにより、学資ローン制度を中心とした学資金支援事業が大幅に拡大された(チョン・ソンス他、2015)。2005年に政府保証方式の学資ローン制度<sup>21</sup>が導入さ

---

「政府財政支援事業制限」に拡大・適用するようにした。(教育科学技術部、2011.8.16.)

<sup>19</sup> 大学情報公示資料によると、全国4年制大学196校のうち、登録金を引き上げた大学はわずか5校、174校は凍結、17校は値下げを決定した。(https://academyinfo.go.krアクセス日:2020.07.05)

<sup>20</sup> 1989年に「韓国奨学会法（法律第4104号、1989.3.31.、制定）」が制定され、韓国奨学会が設立され、これにより国レベルの学資金の無償支給及び貸与業務を総括することになった。その後、1999年に「学術振興法（法律第5687号、1999.1.21.、全部改正）」が改正され、韓国奨学会の学資金支援業務が韓国学術振興財団に統合された。

<sup>21</sup> 銀行が学生に登録金を融資し、この債券に対して学資ローン信用保証基金が信用保証をする方式を取った。当時、「学資ローン信用保証基金」は「学術振興及び学資ローン信用保証等に関する法律」により設立された機関で、韓国住宅金融公社が基金受託機関に指定された(教育人的資源部、2005.08.09.)。

れ、父兄の助けなしに学生の能力と意志だけで登録金や生活費を調達できる環境が整えられたが、この制度は銀行経由で学生の登録金を融資する方式をとることで銀行手数料、流動化費用など各種付加費用が発生し、結果的に学生が負担しなければならない金利が高くなる問題が指摘され、政府は2009年に「韓国奨学財団」を設立して政府から直接学資ローンを実施する方式に切り替えた。

現在、韓国奨学財団をはじめとする国家及び地方自治体が提供する学資金支援事業は、1997年「教育法」の分離後に新設された「教育基本法」第28条及び「高等教育法」第8条に基づいている。

<表5> 大学生対象の学資金支援事業の根拠法律

法律	関連条文
教育基本法 (法律第15950号)	<p><b>第28条 (奨学制度等)</b> ①国と地方自治体は、経済的理由により教育を受けることが困難な者のための奨学制度及び学費補助制度等を樹立・実施しなければならない。</p> <p>②国は、次の各号の者に対し、学費やその他必要な経費の全部又は一部を補助することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教員養成教育を受ける者</li> <li>2. 国家が特に必要とする分野を国内外で専攻し、又は研究する者</li> </ol> <p>③ 第1項及び第2項による奨学金及び学費補助金等の支給方法及び手続、支給される者の資格及び義務等に関して必要な事項は、大統領令で定める。</p>
高等教育法 (法律第16742号)	<p><b>第8条 (実験実習費等の支給)</b> 国は、学術又は学問の研究と教育の研究を振興させるため、実験実習費・研究助成費・奨学金の支給等必要な措置を講じなければならない。</p>

\* 出典: 国家法令情報センター(<http://law.go.kr> アクセス日: 2020. 08. 01.)

<表6> 「国家奨学金」及び「就業後償還学資ローン」の根拠法律

法律	関連条文
韓国奨学財団の設立等に関する法律 (法律第16957号)	<p><b>第1条 (目的)</b> この法律は、韓国奨学財団を設立し、これを通じて大学生に対する学資金支援制度を効率的に運営することにより、経済的条件に関係なく誰もが意志と能力に応じて高等教育の機会を与えられることを目的とする。</p> <p><b>第2条 (定義)</b> この法で使用する用語の意味は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「学資金支援」とは、次の各目の一つに該当するものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. この法律に基づき、学資ローン、信用保証、学資金無償支給等により、大学生の学業遂行に必要な学資金を支給し、その償還のために必要な事項を管理すること。</li> </ol> </li> </ol> <p><b>第3条 (学資金支援対象)</b> ①学資金支援対象は大学生に限る。</p>

<p>国家奨学事業 運営規定 (教育部訓令第320号)</p>	<p><b>第1条 (目的)</b> この規定は、「教育基本法」(以下「法」という)第28条による奨学事業を効率的に遂行するために必要な細部事項を定めることを目的とする。</p> <p><b>第3条 (定義)</b> この規定で使用する用語の意味は、次の各号のとおりである。</p> <p>1. 「奨学金」とは、無償又は一定の条件を前提とし、学生に直接的に支給される登録金、学業奨励費及び生活費(宿泊費、教材購入費、語学研修費、滞在費、交通費等)等の金品のことをいう。</p> <p><b>第4条 (事業対象)</b> ①教育部長官は学生たちが勉強しようとする意志と能力さえあれば教育の機会を受けられるように奨学事業を施行する。 ② 第1項の規定による奨学事業は次の各号に該当する事業のことをいう。</p> <p>1. 低所得層国家奨学事業 2. 優秀学生国家奨学事業 3. 国家勤労奨学事業 4. その他教育部長官が必要と定める奨学事業</p> <p><b>第5条 (管理機関)</b> ①教育部長官は、奨学事業の効率的な管理・運営のため、管理機関を「韓国奨学財団設立等に関する法律」に基づいた韓国奨学財団として指定し、次の各号の業務を行わせることができる。</p>
<p>就業後学資金返済 特別法</p>	<p><b>第1条 (目的)</b> この法律は、就業後に償還する学資ローンを実施することにより、現在の経済的条件に関係なく、誰もが意志と能力に応じて希望する高等教育を受ける機会を与えられることを目的とする。</p> <p><b>第3条 (定義)</b> この法で使用する用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>1. 「就職後に償還する学資ローン」とは、大学生に学資金を融資し、その元利金は所得が発生した後に所得水準に応じて返済させる融資のことをいう。</p>

\* 出典: 国家法令情報センター(<http://law.go.kr> アクセス日: 2020. 08. 01.)

現在、韓国奨学財団が支援している「所得連携型国家奨学金<sup>22</sup>」のみならず、「国家勤労奨学金」、「国家優秀奨学金」などの国家支援奨学金制度は全て「教育基本法」第28条及び「高等教育法」第8条に基づいて導入された国家奨学事業といえる。

政府はこのような国家奨学事業をより効率的に運営するため、2011年に「国家奨学事業運営規定」を制定し、具体的な事業対象や韓国奨学財団運営を含む国家奨学事業の運営体系、重複支援防止等の奨学事業管理方案等を規定した。

学資ローン制度も基本的に「教育基本法」第28条に基づいているが、具体的な事

<sup>22</sup> 所得8分位以下、または子ども3人以上の多子女世帯の子どもを対象に、当該学期の登録金の必須経費(入学金、授業料)を超過しない範囲内で、年間最大520万ウォンまで、所得分位によって差等補助されている (<https://www.kosaf.go.kr/ko> アクセス日: 2020. 08. 16)。

業目的や支援対象、貸与方法などは「韓国奨学財団設立などに関する法律」によって規定されている。これを通じて韓国奨学財団は現在、「就職後償還学資ローン<sup>23</sup>」と「一般償還学資ローン<sup>24</sup>」を提供しているが、このうち「就職後償還学資ローン」は2010年に制定された「就職後学資ローン償還特別法」に基づいている。韓国奨学財団が設立される前の2009年まで実施された政府の学資ローン制度(政府保証方式の学資ローン制度)は、市中金利と連動する金利を適用した利子を貸与時点から出すようにし、金利上昇による利子増加が大学生や父母たちに転嫁される問題があっただけでなく、融資金の償還も据え置き期間が経過した後には貸与を受けた者の就業など返済能力の有無に関わらず融資金を返済するようにする構造のため、信用不良者が量産される問題が発生した。そこで政府は、2010年に「就職後償還学資ローン制度」を新設することで、大学生たちが在学中に利子の負担なく登録金や生活費を融資できるようにし、卒業後に一定所得水準以上になれば融資金を返済できるようにした。

## イ. 入学金廃止

文在寅(ムン・ジェイン)政府は、国政課題の一つとして「大学授業料及び住居費の負担軽減」を約束しており、細部的に「半額登録金の推進」と「大学入学金廃止」、「学資ローン利子の負担緩和」を公約した。これまで、大学入学金はその性格や徴収目的、算定根拠などが不明で、大学ごとにその金額が千差万別であり、議論が続いてきた。実際、入学金廃止論議が起こった2017学年度の入学金の現況を見ると<sup>25</sup>、入学金が最も高い東国大学は102.4万ウォン、韓国外国語大学(99.8万ウォン)、高麗大学(99.6万ウォン)、弘益大学(99.6万ウォン)、仁荷大学(99.2万ウォン)、世宗大学(99.0万ウォン)、延世大学(98.5万ウォン)も入学金が100万ウォンに達した。一方、韓国教員大学や仁川カトリック大学など5つの大学は入学金が全くなかった。

---

<sup>23</sup> 大学生に学資金を貸し出した後、その元利金は就職などにより、所得が発生した後に所得水準によって償還

<sup>24</sup> 学資金を貸し出した後、据え置き期間中は利子を払わせ、償還期間が到来すると元利金を分割して償還

<sup>25</sup> 大学アリミ(<https://academyinfo.go.kr>) アクセス日:2020年08月18日

これまで各大学は、「大学の登録金に関する規則（教育部令第1号）」第4条第4項の「入学金は学生の入学の際に全額を徴収する」という条項に基づき、新入生に入学金を課してきたが、実際、当該規則には入学金賦課の具体的な根拠や算出基準などが明確に示されていなかった。このため、2016年6月から10月までの4カ月間、国会議員5名が入学金廃止又は実費水準の入学金徴収（引き下げ）を骨子とする「高等教育法」一部改正法律案を発議した<sup>26</sup>。そして、2016年10月には大学生9,782名が大学の入学金賦課を不当として、各所属大学（高麗大、弘益大、慶熙大、中央大、漢陽大、建国大、延世大など15大学）と大韓民国政府を相手取って入学金返還請求訴訟を提起した（ソル・スンウン、2016. 10. 25）。

入学金廃止をめぐる論争は2017年7月まで続いたが、2017年7月に国立群山大学が初めて入学金廃止を宣言してから他の国公立大学に広がり、同年8月には国公立大学総長協議会が入学金廃止を決定するに至った。これをきっかけに教育部は、9月に私立大学も入学金を縮小または廃止することに賛同することを期待したが、韓国私立大学総長協議会で「大学入学金の廃止は時期尚早であり、大学の財政拡充と連携して推進されなければならない」という立場を示し、公式的に教育部の提案を断った。

結局、教育部は2017年9月に「私立大学の入学金実態調査」を実施し、全4年制私立大学(156校)のうち80校の入学実所要費用を分析・発表した(教育部、2017. 10. 11.)。

その結果、入学金のうち33.4%は入学以外の一般的な大学運営費として執行され、残りの52.0%も大学の広報費や新入生・編入生の奨学金などに使用され、実際の入学と関連して執行された金額は全体入学金の14.6%程度にとどまっていることが分かった。これをきっかけに、政府は同年11月に「大学（4年制）・学生・政府間の入学金制度改善協議体」を構成し、3次協議会が開かれた11月24日に大学入学金を全面廃止することに合意し、2018年1月には私立短期大学も入学金の廃止が確定された（教育部、平成30. 02. 19）。まず、一般私立大学156校のうち、入学金が平均（77万3千ウォン）未滿の95校は、入学金の中から入学関連業務の実費用（20%）を除いた金額（80%）を2018年から2021年まで4年にかけて毎年20%ずつ減らすことにし、入学金が

---

<sup>26</sup> 国会議案情報システム(<http://likms.assembly.go.kr/bill> アクセス日:2020年08月18日)

平均以上の大学61校は2022年までの5年にわたって毎年16%ずつ削減することにした。入学金の実費用（20%）の場合、削減段階では「国家奨学金Ⅱ類型」で支援し、入学金が廃止される2022年以降は、新入生登録金として算入するものの、該当金額分を国家奨学金で支援することで、学生の負担を解消することにした。私立短期大学の場合は、登録金の収入構造の特殊性と財政的な困難を考慮して、2018年から2022年まで入学金の33%を除いた残りの67%を毎年13.4%ずつ削減することにした。

そして、国会は2019年12月に「高等教育法（法律第16679号、2019.12.3、一部改正）」を改正し、第11条第2項を新設したが、「②第1項の規定にもかかわらず、学校の設立者・経営者は、当該学校に入学または編入学する者から入学金を受けることができない」と規定することで、大学が学生から入学金を受けることができないよう明文化した。

## オ. コロナ19による登録金の一部返還

2020年1月20日に国内初のコロナ19確定者が発生した以来、2月に大邱地域を中心に確定者が爆発的に増加した。その結果、政府は2月末にコロナ19の警報段階を「警戒」から「深刻」に格上げし、全国の小・中・高等学校だけでなく、大学も開講が延期された。3月中旬まで事態が緩和されなかったため、ほとんどの大学が非対面オンライン授業を前提に3月2~3週目に開講し、学期末まで授業は対面授業に転換されなかった。

結果的に、学生たちはオンライン授業だけで一学期を送るようになっており、高い登録金を考慮すると、登録金の一部を返還しなければならないという主張が提起され始めた(チェ・ヒョンホ、2020.07.01.)。実際に、全国大学の学生会ネットワークは、全国40あまりの大学の3,500人余りの学生たちとともに、各所属の大学及び大韓民国政府を相手に登録金返還訴訟を提起した。学生たちは訴状を通じて、登録金の25%、つまり私立大学は学生1人当たり100万ウォンを、国立大学は学生1人当たり50万ウォン程度の返還を要求した。しかし、大学がこれを受け入れるのは容易ではない状況である。突然の全面的なオンライン授業への転換により、講義が多少充実しておらず、実験・実習施設を利用するのに限界があったことは事実であるが、教授たちも初めて接する不慣れな環境下で講義資料を準備し、オンライン授業環境に適応



するために多くの努力を傾け、大学も遠隔講義環境を新たに構築するため莫大な費用を投資せざるを得なかった(キム・ビョンジュ、2020.08.20)。さらに、人件費と施設管理費など固定費用はそれほど変わらなかったため、一学期全体がオンライン講義として実施されたとしても、実際の費用節減効果は限定的だったというのが大学側の主張である。更に、「大学登録金に関する規則(教育部令第1号)」第6条(登録金の返還)において大学の登録金返還条件<sup>27</sup>が規定されているが、コロナ19による全面オンライン授業への転換は登録金返還対象に該当しないことも併せて指摘している。

結局、政府は国会を通じて大学登録金の返還のための間接支援予算1,000億ウォン(一般大学760億ウォン、短期大学240億ウォン)を設け、2020年7月30日にこれを支援するための「大学非対面教育緊急支援事業の基本計画」を策定・発表した(教育部、2020.07.30)。「大学革新支援事業Ⅳ類型<sup>28</sup>」と名付けられた同事業は、大学の基本エンパワーメント診断および教員養成機関のエンパワーメント診断結果による自律改善大学、エンパワーメント育成大学、診断除外大学のうち、実質的な自助努力を通じて特別奨学金などを支給した大学を対象とするが、大学の財政条件を考慮して累積積立金が1千億ウォン以上の大学は支援対象から除外することにした。そして、大学の財政的な困難を考慮し、10月中に事業費が執行できるよう速やかに事業を推進していく予定である。

---

<sup>27</sup> 第6条(授業料の返還)①授業料が過誤納められた場合には、その金額を全額返還する。

②次の各号のいずれかに該当する場合には、別表の基準に従い既に納付した授業料を返還する。

1. 法令により入学(再入学及び編入学を含む。以下同じ。)ができず、または学業を継続することができないとき。
2. 入学許可を受けた者が入学放棄の意思を表示した場合
3. 在学中の者が自主退学の意思を表示した場合
- 3の2. 休学中の者が復学せず除籍された場合
4. 本人の疾病・死亡又は天災地変その他やむを得ない事由により当該学校に入学をしなくなり、又は学業を続けなくなった場合

<sup>28</sup> 大学革新支援事業Ⅰ類型は大学基本エンパワーメント診断で自律改善大学に選定された大学に対する自律協約型財政支援事業を、Ⅱ類型はエンパワーメント育成大学に選定された大学に対するエンパワーメント育成型財政支援事業を、Ⅲ類型は専門大学を対象にした後進学先導型財政支援事業を意味する。

#### 4. 高等教育の無償化のための要求

2019年3月、釜山大学教授会は地域均衡発展の次元で地方国立大学の登録金を全額支援する「地方国立大学無償教育」案を提起した(キム・グァンス、2019年5月07日)。小・中・高校無償給食と高等学校無償教育における高等教育分野での無償教育運動といえる。釜山大学から始まったこの要求は、同年5月に全国40カ校の国・公立大学が参加する全国国公立大学教授連合会総会で正式に議論され、署名運動にまで拡大した。同年10月にはさらに、民主党国会議員(パク・ワンジュ)が対政府質問過程で「首都圏への偏りを克服し、地方国立大学の再建のため、校内・外部奨学金を除いた残りの本人負担を政府が支援(年間約3千億ウォン)する案を検討」する必要があることを強調した(キム・ビョンハン、2019. 10. 02)。

2020年4月に実施された国会議員選挙の過程でも、政府与党を中心に「地方国立大学に対する政府の財政支援を大幅に拡大し、国立大学の登録金を半分水準(年平均420万ウォンから210万ウォン水準)に引き下げるべきである」という主張が提起され、汎与党圏に分類される開かれた民主党では、地方国立大学の授業料を免除して「地方国立大学無償教育」を実現しようという主張まで提起された(グァクスグン、2020. 04. 06; アンセジン、2020. 04. 03)。

そして20代(2016. 05. ~2020. 05)国会ですでに地方国立大学に対する無償教育の必要性を提起した朴完柱(パク・ワンジュ)議員は21代国会で「地方大学及び地域均衡人材育成に関する法律」の一部改正法律案を代表発議した。同法「第16条の2(国公立地方大学学生の登録金)で、「国公立地方大学の学生が納付する授業料とその他の納付金(以下「登録金」という)は、「高等教育法」第11条の規定にかかわらず、全額を国又は地方自治体が負担する」という条文を新設することが中核である。国家均衡発展の観点から地方大学と地域人材の育成は不可欠な要素となっており、地方消滅と人口の首都圏集中が加速している状況を踏まえると、地方国公立大学の無償教育政策は選択ではなく必須となっていることを指摘している。実際、高等教育の漸進的無償教育化に向けた政府の努力は、1990年3月に韓国国会が批准した国際連合(UN)の「経済・社会・文化的権利に関する国際規約(International Covenant on

Economic, Social and Cultural Rights) (以下、国際規約)<sup>29</sup>」第13条第2項(c)号に照らして、もしかしたらもっと早く推進すべき政策的事案だったのかもしれない。我が「憲法」は、第6条第1項で「憲法により締結公布された条約と一般的に承認された国際法規は、国内法と同様の効力を有する」と規定することにより、「国際法尊重の原則」を明示しているからである。ただし、国際教育第13条第2項(c)号において、高等教育に対する権利は直ちに権利を実現すべき「無償初等教育」と異なり、国家の可用資源に依存して漸進的に実現される権利と規定しており(リュ・ウンスクほか2006)、国家の政策によって漸進的に達成されるものとしてみることが出来る。そのため、今後展開される無償高等教育に対する議論及び政策は、このような国際連合 (UN) の規約を実践するための政策的努力と解釈されることも可能である。

このような地方国立大学無償教育の議論は、自然に財源確保策についての議論につながるものであり、第21代国会の教育委員会委員長の柳基洪 (ユ・ギホン) 議員 (共に民主党) は、「高等教育財政交付金法」推進を案として提示している (ジョンソンミン、2020. 07. 03)。事実、「高等教育財政交付金法」の制定に関する議論は既に第18代 (2008. 05. ~2012. 05) 国会で議員発議が行われ、第19代 (2012. 05. ~2016. 05) 国会や第20代国会でも複数の国会議員が類似の法案を発議したことがある。核心内容は、小・中等教育の予算が「地方教育財政交付金法」によって比較的安定的に確保できたように、高等教育の予算も安定的な財源確保のため、内国税の一定部分を「高等教育財政交付金」として確保しようというものであった (ギムイルゴン、2020. 07. 13)。与党を中心に地方国立大学無償教育の議論が始まった以上、21代国会でも間もなく「高等教育財政交付金法」が発議される可能性が高いとみられる。

---

<sup>29</sup> 1948年12月10日に実施された第3回国連 (UN) 総会で採択された世界人権宣言に基づき、1966年12月16日に「経済・社会・文化的権利に関する国際規約」

(International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights) が採択された。1976年1月3日から発表されたこの国際規約は、1990年3月16日、第148回国会 (臨時) の同意を得て、1990年7月10日から韓国で効力が発生した (リュ・ウンスクほか、2006; ホン・ソンピル、1997)。

## 参考文献

- 곽수근(2020. 04. 06.). 與, 국립대 반값등록금 꺼내자... 군소야당 “우린 무상교육” 조선일보  
クァク・スグン (2020. 04. 06.) 。 與、国立大学半額登録金の公約に…群小野党は「私たちは無償教育」 / 朝鮮日報  
(URL: [https://www.chosun.com/site/data/html\\_dir/2020/04/06/2020040600255.html](https://www.chosun.com/site/data/html_dir/2020/04/06/2020040600255.html), 액세스  
日:2020. 08. 29.) .
- 교육과학기술부(2010). 2010년도 대학 교육역량강화 사업 기본계획  
教育科学技術部 (2010) 。 2010年度大学教育エンパワーメント育成事業基本計画
- 교육과학기술부(2010. 9. 7.). 학자금 대출한도 제한 대학 발표 보도자료  
教育科学技術部 (2010. 9. 7) 。 学資ローン限度制限の大学発表のプレスリリース
- 교육과학기술부(2011. 8. 16.). 2012학년도 평가순위 하위대학(하위 15% 내외) 정부재정지원 제  
한 계획 발표. 보도자료.  
教育科学技術部 (2011. 8. 16) 。 2012年度の評価ランク下位大学(下位15%前後) 政府の財政支援  
の制限を計画発表。プレスリリース
- 교육부(2017. 10. 11.). 사립대 입학금 실태조사 결과 발표. 보도자료.  
教育部 (2017. 10. 11) 。 私立大学入学金の実態調査の結果を発表。プレスリリース。
- 교육부(2018. 03. 21.). 대학 재정지원사업 개편계획 확정 발표. 보도자료.  
教育部 (2018. 03. 21) 。 大学財政支援事業の再編計画確定の発表。プレスリリース。
- 교육부(2020. 07. 30.). 대학 비대면 교육 긴급 지원 사업 기본계획 발표. 보도자료.  
教育部 (2020. 07. 30) 。 大学非対面教育緊急支援事業の基本計画を発表。プレスリリース。
- 교육인적자원부(2005. 08. 09.). 대학생 학자금 대출 신용보증기금 출범. 보도자료.  
教育人的資源部(2005. 08. 09.) 。 大学生学資ローン信用保証基金の発足。プレスリリース
- 기획재정부(2019. 04. 09.). 당정, 고등교육 무상교육 실현 방안 확정. 보도참고자료.  
企画財政部 (2019. 04. 09) 。 党政、高等教育無償教育の実現案を確定。報道参考資料
- 김광수(2019. 05. 07.). “균형발전 위해” …지방국립대로 번진 무상교육 운동. 한겨레신문  
キム・グァンス (2019. 05. 07) 。 「均衡発展のため」…地方国立大学に広がった無償教育運動。  
ハンギョレ新聞 (URL:[http://m.hani.co.kr/arti/area/area\\_general](http://m.hani.co.kr/arti/area/area_general) , 액세스日:2020. 08. 2  
9) 。
- 김병주(2020. 08. 20.). 이슈토론: 대학등록금 반환. 매일경제

- 김·뵡쵸쵸 (2020. 08. 20) 。 이슈어討論:大學登錄金の返還。 毎日經濟 ([URL:https://www.mk.co.kr/opinion/contributors/view/2020/08/855262](https://www.mk.co.kr/opinion/contributors/view/2020/08/855262) 액세스日:2020. 08. 26) 。
- 김병한(2019. 10. 02. ) . 박완주 “지방 국공립대 무상교육 검토해야.” 충청일보  
 김·뵡쵸쵸(2019. 10. 02) . 파·완쵸쵸 「地方国公立大学の無償教育を檢討すべき」 忠清(쵸쵸쵸쵸) 日報([URL:http://www.ccdailynews.com/news/articleView.html?idxno=1029659](http://www.ccdailynews.com/news/articleView.html?idxno=1029659) , 액세스日:2020. 08. 28.) 。
  - 김일곤(2020. 07. 13. ) . 高等教育 공공성 강화 4: ' 高等教育재정교부금법' 제정이 필요하다. 오마이뉴스  
 김·일곤(2020. 07. 13) 高等教育の公共性強化4: 「高等教育の財政交付金法」 制定が必要である。 오마이뉴스 ([URL:http://www.ohmynews.com/NWS\\_Web/View](http://www.ohmynews.com/NWS_Web/View) 액세스日:2020. 08. 30) 。
  - 대한민국정부(2017. 08. ) . 100대 국정과제. 세종시: 대한민국정부.  
 大韓民国政府(2017. 08) 100大國政課題、世宗市:大韓民国政府。
  - 류은숙, 정경수, 심영규(2006) . 경제적·사회적 및 문화적 권리에 관한 국제규약 해설집. 서울: 국가인권위원회.  
 류·은숙、정·경수、심·영규 (2006) 。 經濟的·社会的·文化的權利に関する國際規約解説集。 서울:国家人權委員會。
  - 설승은(2016. 10. 25. ) . 대학생 9천 700명, 입학금 반환 청구 소송. 연합뉴스  
 설·승은(2016. 10. 25) 大学生9700人、入学金返還請求訴訟。 聯合ニュース ([URL:https://www.yna.co.kr/view](https://www.yna.co.kr/view) 액세스日:2020. 08. 18) 。
  - 안세진(2020. 04. 03. ) 열린민주당 교육개혁안 발표… “지방국립대 등록금 면제해 교육 서열화 해체해야” 국민일보  
 안·세진 (2020. 04. 03) 開かれた民主党、教育改革案発表… 「地方国立大学の授業料を免除し、教育序列化を解体すべき」 国民日報 ([URL:http://www.kukinews.com/newsView](http://www.kukinews.com/newsView) 액세스日:2020. 08. 29) 。
  - 이해원(2013) . 보육료 지원 정책이 부모의 보육비용 부담 완화에 미치는 영향. 재정포럼, 204, 8-26.  
 이·해원 (2013) 。 保育料の支援政策が親の保育費用負担緩和に及ぼす影響。 財政フォーラム, 204, 8-26.
  - 정성민(2020. 07. 03. ) . 유기홍 국회 교육위원회 위원장, “대학구조개혁 획기적으로 진전시키는 역할할 것” 한국대학신문

チョン・ソンミン (2020. 07. 03) 。ユ・ギホン国会教育委員会委員長、「大学構造改革を画期的に進展させる役割を果たす」韓国大学新聞 ([URL:http://news.unn.net/news](http://news.unn.net/news) アクセス日:2020. 08. 29) 。

- 정성수, 김훈호, 김영식 (2015). 정부기관 대학 학자금 지원제도의 효율적 운영 방안 연구. 서울: 한국장학재단.

チョン・ソンス、キム・フンホ、キム・ヨンシク (2015) 。 政府機関の大学学資金支援制度の効率的運営方策の研究。ソウル:韓国奨学財団。

- 최현호 (2020. 07. 01.) . 대학생 3500명, 등록금 반환 소송 시작.. “25% 돌려달라” . 뉴시스  
チェ・ヒョンホ (2020. 07. 01) 。 大学生3500人、登録金返還訴訟を起こす 「25%返して」 。 ニュース ( [URL:https://newsis.com/view?id=NISX20200701\\_0001079769&cID=10201&pID=10200](https://newsis.com/view?id=NISX20200701_0001079769&cID=10201&pID=10200) 、アクセス日:2020. 08. 25) 。

- 홍성필 (1997). 경제적·사회적 및 문화적 권리에 관한 국제인권규약 연구. 법학논집, 2(1), 267-286.

ホン・ソンピル (1997) 。 経済的·社会的·文化的権利に関する国際人権規約の研究。法学論集, 2(1), 267-286.